

第26回 社会保険講座



社会保険労務士
中谷 知世

今回は、退職後の保険についてご説明します。

●会社を辞めたらどの医療保険に加入をする？

次の仕事が見つかるまでの間、加入する保険についてです。

	任意継続被保険者	健康保険の被扶養者	国民健康保険の被保険者
どんな保険？	今加入している保険を会社を辞めた後も継続して加入できます。	父母・配偶者等の扶養に入ることができます。	お住まいの市区町村で加入する保険です。
加入資格	●資格喪失日の前日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間のある人 ●資格喪失日から「20日以内」に申請すること。	●父母・配偶者等、一定範囲の親族の被扶養者となること。 ●年収が130万円未満（障害者、60歳以上の場合は180万円未満）であること。等	特になし。
保険料	全額自己負担です。在職中の保険料は会社が折半してくれていましたが、任意継続保険は全額自腹です。およそ「退職時の保険料の2倍」とお考えください。	健康保険料は0円です。扶養する方の保険料も変わりません。	前年の世帯内の被保険者の年収合計、世帯内の被保険者の人数をもとに保険料を算出します。
年金 (20歳～60歳の場合)	月額16,340円(国民年金第1号被保険者)	「被扶養者=配偶者」の場合はご自身で負担する年金は0円(国民年金第3号被保険者)ですが、それ以外の方については月額16,340円(国民年金第1号被保険者)です。	月額16,340円(国民年金第1号被保険者)

一番保険料を安く抑えるのであれば「健康保険の被扶養者」ですが、加入資格を見て頂く通り誰でも加入できるものではありません。また会社を辞めて失業手当を受給しているのであれば、失業手当の金額も「年収130万円」に含めて計算する必要があります。

人によって異なりますが、月に13万円以上の給与があった方が失業手当を受給する場合、「健康保険の被扶養者」になれない可能性が高いです。



では、「健康保険の被扶養者」に入れない場合、「任意継続被保険者」「国民健康保険の被保険者」どちらがお得になるのでしょうか。3つの判断基準をご紹介します。

●扶養者がいれば「任意継続保険」

任意継続保険は扶養者が何人いても保険料は変わりませんが、国民健康保険には均等割と呼ばれる負担があります。これは加入者全員に対して均等にかかる保険料なので扶養が増えれば増えるほど保険料はアップします。

●在職中の収入が多ければ「任意継続被保険」

在職中の収入がどれだけであろうとも任意継続保険の場合は月額2万8千円程※で頭打ちです。国民健康保険の上限は月額6万円程※ですので、収入が多い人ほど任意継続保険を選んだ方が保険料は安くなる傾向にあります。

※保険料は地域によって異なります。